

平成30年度 第1回埼玉県教科用図書選定審議会会議録

- 【日 時】 平成30年4月18日(水) 9:30~11:50
- 【場 所】 埼玉県県民健康センター1階 大会議室AB
- 【出席者】 委員 向井邦明 委員 田中民雄 委員 小暮恵子 委員
高野葉子 委員 小久保理恵 委員 星 妙織 委員
長谷川均 委員 中村幸一 委員 轟 和男 委員
清水明子 委員 小林美穂子 委員 石上泰州 委員
岡本和明 委員 渋谷治美 委員 山中冴子 委員
小池祐子 委員 福田ゆかり 委員 川上泰祐 委員
- 事務局 市町村支援部義務教育指導課
石井宏明 課長 須藤好晴 主幹
小峰 元 指導主事 井上貴昭 指導主事
中 和馬 指導主事
県立学校部特別支援教育課
金子 功 課長 内川雄介 指導主事
- 【欠席者】 委員 小池八重子 委員 若盛正城 委員

- 1 開 会
- 2 委員の委嘱・任命
- 3 松本市町村支援部長あいさつ
- 4 委員等紹介・事務局担当者自己紹介
- 5 事務局から選定審議会の役割等についての説明（関係法令・採択の仕組み等）
- 6 役員選出
会長に中村幸一委員、副会長に轟和男委員を選出する。
- 7 諮 問
 - 1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について
 - 2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

以下、「埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定により、中村幸一会長が議事を進行する。

8 議 事

会 長 まず、会議録の署名委員を、1号委員の田中委員、2号委員の長谷川委員
にお願いする。

(両委員承諾)

会 長 はじめに、審議会の進め方について事務局から説明願いたい。

事務局 本年度については、選定審議会は、今回を含め2回開催の予定である。

本日の第1回審議会は、はじめに、先ほど県教育委員会から諮問させていただいた内容のうち、「1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」御審議いただく。本年度は中学校道徳科及び現行の学習指導要領に基づく小学校各教科の検定済み教科書の採択がある。県が市町村に対して行う指導、助言又は援助の基本的考え方について御審議いただきたい。

その後、「2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について」御審議いただきたい。本年度は県立伊奈学園中学校の道徳科の採択がある。また、県立特別支援学校小学部で、検定済教科書と一般図書の採択、中学部で道徳科と一般図書の採択がある。そのための基本的考え方について、御審議いただきたい。

そして本日の最後に、第1次答申をいただきたいと考えている。

なお、次回5月に予定している第2回審議会では、県教育委員会から諮問させていただいた内容のうち「1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」のうち、教科書を調査研究した参考資料について御審議いただきたい。

会 長 審議会の進め方について何か質問はあるか。

(特になし)

会 長 続いて、本日協議する諮問事項について事務局から説明願いたい。

事務局 本日御審議いただきたい内容の1点目は、「市町村の教育委員会等が教科用図書を採択するに当たって県教育委員会が行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」である。ここにある指導、助言又は援助を行うに当たっての「1 全般的事項」「2 資料の作成」「3 その他」について御審議をお願いしたい。

本日御審議いただきたい内容の2点目は、「県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の基本的考え方及び方法について」である。採択に当たっての「1 基本的な態度」「2 基本となる条件」「3 調査研究の観点」について御審議をお願いしたい。

会 長 審議事項について説明があったが、何か質問はあるか。

(特になし)

会 長 まず、「審議内容」の「諮問事項1 市町村の教育委員会等が教科用図書を採択するに当たって県教育委員会が行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」事務局から説明願いたい。

事務局 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条1項にあるように、県は市町村等に対し毎年「採択基準」を通知し、市町村等の行う採択について指導、助言又は援助を行う。

昨年度、市町村等に通知した採択基準は、37、38、39 ページに示してあり、本年度も作成していく予定である。

冊子の4ページに採択基準の通知を作成する際の基本的な考え方が示してある。はじめに「1 全般的事項」で、公正・適正な採択が行われるように採択基準の通知を作成する際に留意していることである。

まず「1 全般的事項」について審議を願いたい。なお、ガイドラインについても教科書採択の公正性・透明性を高めるために周知徹底が必要であるため「全般的事項(4)」に示してある。

会 長 全般的事項について説明があったが、ガイドラインを踏まえて何か質問はあるか。

(特になし)

会 長 次に「2 資料の作成」について事務局から説明願いたい。

事務局 本年度は中学校道徳科の教科書採択と、小学校各教科で1年間使用する検定済教科書の採択がある。

その際、県として調査研究を行い、市町村教育委員会等の採択の参考となる資料を作成することになる。

次第のある冊子の7ページを確認する。

はじめに、今年度中学校道徳科の教科書の調査研究をまとめる様式の案がある。昨年度小学校道徳科の調査研究を行った際と同様に、各観点は、道徳の検定基準と学習指導要領解説を基に立ててある。検定基準については、小学校と中学校は同様であるが、学習指導要領上の文言が一部異なるため、その点を小学校と変えてある。

現在、教科書の見本本がまだ届いておらず、実際の教科書の中身が分からないため調査研究を進める中で、多少の変更もあるかもしれないが、基本的には、この様式で進めたいと考えている。1つ目として、この道徳科の調査研究をまとめる様式について、御審議いただきたい。

次に、小学校各教科で1年間使用する検定済教科書の調査研究についてで

あるが、このことについては、参考資料の 17 ページ、資料 7 を御覧いただきたい。

こちらは、文科省の教科書課長から出された通知である。18 ページの「1 採択に当たっての留意事項について」の（1）に、小学校用教科書の採択について、書かれてある。小学校各教科の教科書については、次期学習指導要領が全面実施となる平成 32 年度までの、来年 1 年間だけの使用となるが、検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回採択時と同じ教科書の中から採択を行うこととなる。そこで、2 つ目として、小学校各教科の調査研究について、御審議いただきたい。

最後に、次第のある冊子の 4 ページの「2 資料の作成」についてであるが、ただいま説明したとおり、今年度は中学校道徳科及び小学校の検定済教科書の調査研究を行うことから、それぞれについて御審議いただきたい。

会 長 質問はあるか。

(特になし)

会 長 中学校道徳科について、調査研究を行う様式について説明があったが、何か質問や意見はあるか。

委 員 昨年度、はじめて小学校で道徳科の教科書採択があった。その際、調査研究された資料を見たが大変丁寧にとまとめられていた。

中学校の道徳科の資料についても「その他（3）」に書かれていることともかかわってくるが、より広い視野からの意見を踏まえながら、当たり前のことだが、しっかりと資料づくりをしなければならないと感じた。

会 長 基本的には同様の様式でよいという意見ということで受け取ってよいか。

委 員 よい。

会 長 その他に様式について意見があるか。

委 員 先程審議を行った「1 全般的事項（3）」にあるように、県が行う指導、助言又は援助の内容は、市町村教育委員会等の主体性を損なわないように留意することが重要である。仮に、県教育委員会の指導、助言、援助が、教科書の点数化のような基準まで示されてしまうと、いくら参考であるとはいえ、市町村教育委員会としての教科書採択や採択地区協議会の教科書選定に、影響を与えてしまう恐れがある。中学校道徳科の調査研究は、小学校のときと同様に、各発行者の教科書の特徴をまとめる内容でよいのではないかと考える。

会 長 他になければ意見も勘案して答申としていく。

次に、小学校の各教科の調査研究について意見はないか。

委員 小学校各教科の調査研究についてであるが、検定申請がなく、前回採択時と同じ教科書ということなので、文部科学省の通知にあるように、使用実績を踏まえながら、前回の調査研究を利用していくことがよいのではないかと思う。

ただ、「使用実績」という言葉については、「これまでこの教科書を使用してきて力がついてきた」「成果が出ている」といったイメージをもっているが他の委員はどう考えるか。

会長 使用実績という言葉について他の委員はどうか。

委員 2点意見がある。1点目は使用実績についてであるが、「これまで使ってきた教科書によって子供たちがどう変容したのか」が、まず考えられる。県学調も行われているが、「伸びがどうであったか」ということから見ていく必要があると考える。また、授業で教科書を使用した教員から「授業の展開がしやすかった」「指導内容が適切であった」などの意見が出てくれば使用実績と言える。一番は子供たちであり、「授業で子供たちの反応がよかった」「興味・関心がわいた」なども使用した上での成果であると思う。

2点目は、調査資料についてであるが、教科書が変わらないということで、平成26年度の時の調査資料が、そのまま今回と同じ教科書についての特徴などをまとめているものになる。

働き方改革も叫ばれている中、現場の教員の負担を軽減していくという観点からも、今話したような使用実績も踏まえ、前回の調査資料を利用していくとよいと考える。

委員 ただいま皆様のお話を伺っていて、1年間しか使用しない教科書ではあるが、はじめから同じ教科書を採択するというのではなく、採択権者の判断と責任のもと、適切に行うことが重要であると考えます。

ただし、小学校の各教科については、改めて調査研究をするということではなく、前回採択時の資料をそのまま利用すること、また、これまで使用してきた教科書の使用実績を踏まえて採択していくことが必要なことだと考える。

会長 他にはどうか。

会長 次に「3 その他」について、事務局から説明願いたい。

事務局 「その他」では、(1)で静ひつな採択環境の確保について、(2)で会議の公開・議事録の公表について、(3)で調査研究に広い視野からの意見を踏まえることについて言及している。

まず(1)についてであるが、このことは、文部科学省の通知の中でも言

及されている。

参考資料6 ページ以降の局長通知では、「静ひつな環境」とは、外部からの働きかけに左右されない毅然とした対応をとること、円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合は、警察等との関係機関とも連携を図ることが示されている。

(2)の「会議の公開・議事録の公表」については、ガイドラインにも盛り込んでいる内容を示している。

(3)の「広い視野からの意見の反映」については、幅広い意見を反映させるため、保護者等の意見も踏まえた調査研究の充実を意図している。

県教育委員会としては、文部科学省の通知やガイドラインに基づき、各市町村教育委員会等において行われる教科書採択が、より一層公正かつ適正に行われるよう、指導、助言又は援助を行っていきたいと考えている。

この点について、御審議願いたい。

会 長 審議に入る。意見や質問はないか。

会 長 (2)に関わって、事務局にお聞きしたい。会議の公開や議事録の公表については、昨年度も答申の中に盛り込んでいたが、状況としては進展しているのか。

事務局 ガイドラインにも位置付けてお願いしてきており、会議については、年々公開されてきている。一部非公開のところもあるが、全部公開している採択地区が増えている。議事録についてはすべての採択地区が公表している。

会 長 公正かつ適正な採択を行うためには、(1)にある静ひつな環境の確保とともに、(2)にある「会議の公開・議事録の公表」が必要なことだと考える。各市町村教育委員会等へ、(1)と(2)の両立の重要性については、今後も働きかけていく必要があるかと思う。

会 長 他にはどうか。無いようであれば休憩とする。

【休憩】

会 長 資料の作成について確認する。中学校道徳の調査研究のための様式については審議会としてはこの様式で進めてよいか。

(了 承)

会 長 小学校については、1年限りであるが前年度の調査資料を活用していくことでよいか。

(了 承)

会 長 諮問事項1「諮問事項1 市町村の教育委員会等が教科用図書を採択するに当たって県教育委員会が行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」については以上でよいか。

(了 承)

会 長 次に諮問事項2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の基本的考え方について事務局から説明願いたい。

事務局 次第のある冊子の5ページをご覧いただきたい。
本年度は、県立伊奈学園中学校の道徳科の採択がある。また、県立特別支援学校小学部で、検定済教科書と一般図書の採択、中学部で道徳科と一般図書の採択がある。

このことから、県立義務教育諸学校における採択の基本的考え方について、審議を願いたい。

具体的には、「1 基本的な態度」にあるように、法令、県の教育振興基本計画、大綱などを踏まえて採択することや、障害の状態・教育的ニーズを考慮して採択することなどの点について。

また、「2 基本となる条件」にあるように、学習指導を進める点で効果的かどうか、児童生徒に理解しやすいものかどうかなどの点について。

さらに、「3 調査研究の観点」にあるように、学校の教育目標、特色、児童生徒の実態などの点について。

こうした基本的な考え方について、審議願いたい。

続いて、各特別支援学校の現状について、特別支援教育課長から説明する。

事務局 本年度は、県立特別支援学校小学部では、道徳科を除く各教科と一般図書、中学部では、道徳科と一般図書の採択がある。

特別支援学校に通う児童生徒は、障害の状況に応じて使用する教科書も多種多様であり、「1 基本的な態度」(2)にあるとおり、児童生徒の実態に即した教科用図書を採択することが重要となる。

特別支援学校で使用する教科用図書は、大きく3種類ある。1つ目は検定済教科書で、通常の学校と同様の教育課程が編成される視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由の学校で使用されている。

2つ目は文部科学省が作成する著作教科書で、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導や音楽の教科書、知的障害者用の国語、算数、音楽の教科書がある。同じ知的障害といっても、障害の程度、生活や学習上の困難といったことが、大きく異っており、著作教科書は星印本とも呼ばれ、☆1から☆4までである。たとえば、食事や排せつといった身の回りのこと、生活自立を課題としている子や、企業就労を目指して社会の中で働くことを課題としている子がいるなど、課題にも幅がある。

3つ目は学校教育法附則9条の規定による教科用図書で、これは一般図書と呼ばれ、絵本や図鑑などがこれにあたり毎年度採択がある。知的障害が重

い児童生徒が使用している。この他に、視覚障害のある児童等が使用する拡大教科書や専攻科などで使用する専門的な教科書等がある。

さらに、「2基本となる条件」(1)にあるとおり、組織・配列・分量についての部分では、写真や図表などで視覚的に分かりやすく説明されているなど、子供が見て分かる、読んで分かるといった面で教科書として適切かどうかという部分が重要である。たとえば、肢体不自由の子で脳性まひの子供たちの場合、部位や広がりによって運動障害のほかに視覚障害や空間認知の障害があるなど、状況は様々である。また、身体の麻痺等により腕や手を自由に動かしてページをめくることが困難なことも多いため、見開き1ページに内容がまとまって載っていること、また不随意運動などにより、視点が定まらず、一か所を注視したり、まっすぐに読んだりすることが難しいことも多いため、学習の要点が大きな文字で分かりやすく示してあることなど、視覚的な配慮がなされているか、さらに情報量が適切であるかも重要になる。

障害の種別によって、それぞれ特性があり、このような点が、児童生徒の実態に即したということの一例として考えていただきたい。

会 長 審議に入る。意見・質問はないか。

委 員 2の県立義務教育諸学校にも、「市町村の教育委員会等が教科用図書を採択するに当たって県教育委員会が行う指導、助言又は援助 全般的事項」にも関わると考えるが5ページの基本となる条件の道德のところにおいて、「思考力・判断力・表現力」とある。そして、道德のウには、「考え議論する道德」とある。これでよいが、私は別の言葉も強調している。「想像力(イマジネーション)」という言葉である。「思考力・判断力」は、どちらかというところ知性・理性にかかわる能力である。「表現力」は感性であり感覚にかかわる力である。これがなかなかブリッジしてくれない。この間を取りもつのが「想像力」であると確信している。どの教科にも言えることだが、道德はその要素を多分にもっている。検定済教科書であるのでよくできているが、あえて言えば子供たちの想像力が喚起され、その結果「思考力・判断力・表現力」が豊かになるような教科書が望ましい。子供たちの想像力を喚起するには、現場の先生方の想像力が豊かでなければならない。そういう意味で、先生方の目から見ても教科書を通して想像力がどんどん豊かになるような教科書が、県立義務教育諸学校だけでなく市町村や国立・私立の小・中学校の中で使われればよいのではないかと考えている。

事務局 貴重な意見に感謝する。道德に限らず想像力豊かに、その上で「思考力・判断力・表現力」を育成する教科書をとという意見であるとする。基本となる条件にある各教科、特別の教科道德については、学習指導要領や中央教育審議会の答申などを精査し、このような調査研究をしていただきたいということで記載をしている。委員の意見もふまえ、特別の教科道德や各教科について各学校等に指導・支援をしていくことは大切であると考えているが、ここでは学習指導要領等の文言を踏まえた記載になっていることを御理解い

ただきたい。

会 長 委員どうか。

委 員 よい。

会 長 県教委として指導する際には、「想像力」の視点も踏まえていただきたい。

会 長 他にはどうか。

委 員 「1 基本的な態度」の(3)に「児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮して採択する」とあるが、先ほどの特別支援教育課長の説明を聞いて、以前勤務していた学校の、特別支援学級の児童生徒を思い出した。

教科書は児童生徒のことを考えて採択をするものである。特別支援学校の場合には、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズを考慮することが重要であり、これまで同様、大切にしていきたいことだと感じた。

会 長 他にはどうか。

委 員 先ほど「想像力」の話もあったが、個人的には、学習指導要領等にもある「表現力」について、どのように伝えていくのか気になっている。思考力・判断力もさることながら、何を外に出していくかということ、実践の多様性を担保するためにも、「表現力」は非常に重要なキーワードであると考えている。基本となる条件にも書かれている「表現力」をどういうものとして受け止め、指導・助言・援助というところに落としていくのか、事務局の考えを聞きたい。

事務局 新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」が求められている。これまでも表現力については、各学校でも様々な取り組みが行われてきたが、学び合う中や議論する中など、アウトプットをする中で表現力が表れてくると考える。一概に表現力の定義を示すことはできないが、各学校で子供たちの考えをどのように引き出すか、学習した成果をどのように発表するか、ということも表現力であると考えている。そのようなことも念頭に、調査研究を行うに当たっては、各教科の内容について、効果的な工夫がなされているかを一つの視点として進めていただきたいと考えている。

会 長 委員どうか。

委 員 よい。

会 長 では、本日の審議を終える。この後休憩とし、会長・副会長で答申案を作成する。

【休 憩】

会 長 第1次の答申の案を示す。本日の諮問事項に対し、委員から出た意見を踏まえて作成した。

会 長 この案を第1次の答申としてよいか。

(委員異議なし)

会 長 それでは、この案を第1次の答申として決定する。
委員の協力により円滑に議事を進行できた。慎重審議に感謝する。以上で本日の議事を終わりにする。議長の任を解かせていただく。

9 答 申 会長から義務教育指導課長に第1次答申を手交

10 その他

11 閉 会